

## 充用外貨に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、取引証拠金規則第9条第2項の規定に基づき、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金及び清算取次証拠金に充用することができる外貨（以下「充用外貨」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (充用外貨)

第2条 充用外貨は、アメリカ合衆国通貨（以下「米国ドル」という。）とする。

### (預託単位)

第3条 清算参加者が当社に取引証拠金として預託することができる充用外貨の最低単位は100米国ドルとする。

### (充用価格)

第4条 充用価格は、米国ドルに係る外貨から円貨への換算相場（TTB）に前条の最低預託単位を乗じ、更に97%を乗じた額とする。ただし、当社が必要と認めるときは、充用価格の見直しを行うものとする。

2 前項の充用価格を求める際には、1円未満を切捨てる。

3 第1項の外貨から円貨への換算相場は、毎営業日三菱東京UFJ銀行が公表する第一次為替相場を翌営業日の取引証拠金の預託において適用するものとする。ただし、当該換算相場が公表されない場合等当社が特に必要と認めるときは、当社が定めた額を適用するものとする。

### (充用外貨の返戻)

第5条 当社は、清算参加者から、充用外貨により預託した取引証拠金の返戻申請があったときは、当該申請日の翌営業日に当該清算参加者の決済口座（外貨）にその返戻を行うものとする。

**附 則**

本要綱は、平成18年4月1日から実施し、平成18年4月28日から適用する。

**附 則**

第4条（充用価格）の改正は、平成23年6月21日取引日分から実施する。

**附 則**

第5条（充用外貨の返戻）の改正は、平成29年12月18日から実施する。